



日田市監査委員告示第 15 号

地方自治法第199条第14項の規定により、定期監査の結果に対する措置について次のとおり公表する。

監査対象 : 人権・部落差別解消推進課、農業振興課

措置の内容 : 別紙のとおり

令和5年11月2日

日田市監査委員 小ケ内 聡行
同 梅原 竜也

定期監査結果に基づく措置の状況について

監査の結果	措置の内容
<p>【人権・部落差別解消推進課】</p> <p>○人権啓発指導員の業務日誌及び代替出勤・代替休暇届について</p> <p>人権・部落差別解消推進課では、人権啓発指導員を配置し、自治会、企業等の団体に対して人権啓発についての指導、学習相談に当たっている。</p> <p>『日田市人権啓発指導員に関する規則』第6条第2項には「指導員は、週3日勤務しなければならない。ただし、特に市長が認める場合は、この限りでない。」と規定されており、同条第5項には「指導員は、所定の様式による業務日誌に必要事項を記録し、相談・指導及び執務の状況を常に明らかにしておかねばならない。」と定められている。</p> <p>また、週3日勤務であることから、『人権啓発指導員の勤務に関する取扱い規程』により、通常の勤務日を定め、「勤務日が休日の場合など、必要に応じ勤務日を調整することができる。」などを定めている。</p> <p>「業務日誌」及び「代替勤務・代替休暇届」を確認したところ、双方に相違があり、不適正である状況が見受けられたことから、状況を精査し、規則及び規程に則った事務処理を行われたい。</p>	<p>【人権・部落差別解消推進課】</p> <p>令和4年度の勤務管理関係書類を再確認したところ、「業務日誌」及び「代替勤務・代替休暇届」に記載された出勤状況等において一致しないケースが確認できました。この原因は、当課における指導及び確認不足によるものです。今後においては、当課による指導及び確認を徹底するとともに、規則及び規程に則った勤務管理の徹底を図ることにより、再発防止に努めてまいります。</p>

監査の結果	措置の内容
<p data-bbox="233 264 418 297">【農業振興課】</p> <p data-bbox="217 360 810 394">○多面的機能支払交付金事業の交付事務について</p> <p data-bbox="217 409 817 725">農業振興課では、日田市補助金等交付規則及び日田市農業農村多面的機能支払事業交付金交付要綱に基づき、農業の持続的発展や食料の安定供給及び多面的機能の健全な発揮を目的に、農業生産基盤である農地・水・環境の保全向上を図るため、各団体などの補助事業者に対して交付金を交付している。</p> <p data-bbox="217 741 817 1014">交付事務の執行状況を確認したところ、多面的機能支払交付金事業の交付事務において、現地の状況確認は行っているものの、規則第16条に定める補助金等の額の確定手続きが行われていなかった。今後は、規則等の遵守に努め、適正な交付事務を行われたい。</p>	<p data-bbox="855 264 1040 297">【農業振興課】</p> <p data-bbox="839 409 1439 584">多面的機能支払交付金事業において、補助事業者に交付される補助金は事業目的を遂行するため事業完了前に交付が必要であることから、補助金の全額を前金払いによる交付を行っています。</p> <p data-bbox="839 600 1439 918">交付にあたっては、補助事業者の現況を確認する現地調査を行い、前金払交付請求書の提出を受け、前金払交付通知書を通知し、補助金を交付しております。ご指摘については、前金払交付通知書を通知したことで補助金額が確定したものと誤認し、補助金等の額の確定手続きを省略していたものです。</p> <p data-bbox="839 934 1439 1108">ご指摘を厳粛に受け止め、規則を遵守し、実績報告書が提出された後、補助金等の額の確定通知書を補助事業者に通知するよう、事務手続きを改善いたします。</p>